

第2次大鰐町 男女共同参画推進計画

青森県大鰐町

目次

1. 計画の目的	1
2. 計画の性格	1
3. 計画の期間	1
4. 大鰐町をとりまく状況	2
5. 基本目標及び重点目標	
【基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大】	5
重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	5
重点目標2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事の調和	6
重点目標3 地域における男女共同参画の推進	7
【基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現】	8
重点目標1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	8
重点目標2 貧困高齢等生活上の困難に対する支援と 多様性を尊重する環境の整備	9
重点目標3 生涯を通じた健康支援	10
重点目標4 防災分野における男女共同参画の推進	11
【基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備】	
重点目標1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し	12
重点目標2 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、 理解の促進	13
◆ 資料 ◆	
男女共同参画基本法	14
女性活躍推進法	22

1. 計画の目的

男女平等については、日本国憲法の「個人の尊重」と「法の下での平等の原則」に基づき、女子差別撤廃条約、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法等、国際社会における取組とも連動し法的な整備が進められ、それらの法律に基づいた様々な取組が進められています。

本町では平成23年度（2011年度）から令和2年度（2020年度）までの10年間を計画期間として「大鰐町男女共同参画推進計画」を策定しました。この計画をもとに、各種施策・事業を展開してきたところですが、職場や地域における政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えません。

これらのことから、男女共同参画の取組を更に推進するため、「第2次大鰐町男女共同参画推進計画」を策定するものです。

2. 計画の性格

この計画は、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を尊重し、大鰐町が男女共同参画を推進するための「推進計画」であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「第4次あおもり男女共同参画プラン21」及び町の「第5次大鰐町振興計画」との整合性を図りながら、男女共同参画社会^{※1}の形成に関して今後の方向性を定めていくものです。

また、「女性活躍推進法」に基づく、本町の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画としても位置づけられるものです。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。ただし、計画期間中においても、社会経済情勢の急激な変化に対応し、適切な施策の推進を図るために、必要に応じて見直しを行います。

※1 男女共同参画社会・・・男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

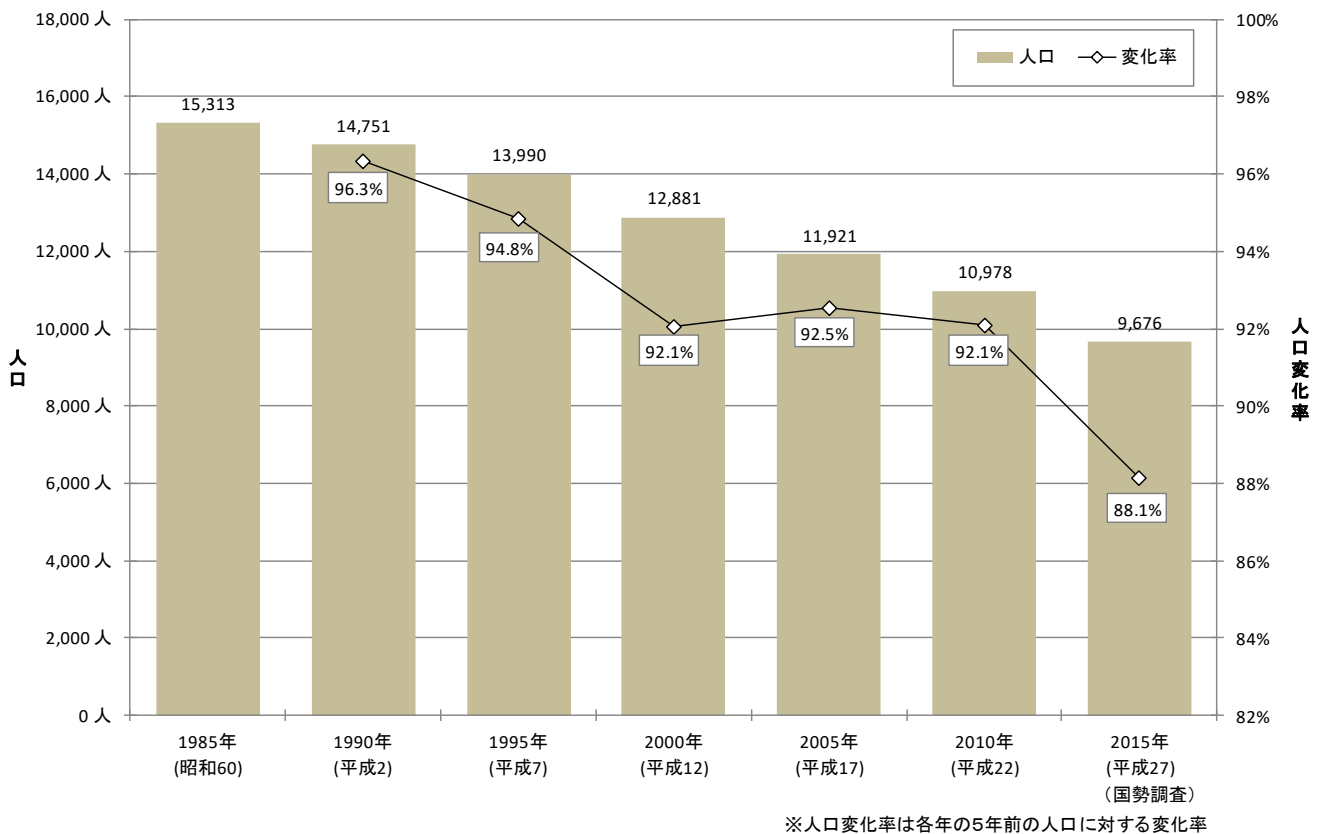
4. 大鰐町をとりまく状況

(1) 総人口の推移

大鰐町の総人口は減少傾向で推移しており、1985（昭和60）年の15,313人から、2015（平成27）年には、9,676人と、30年間で約5,600人減少しています。

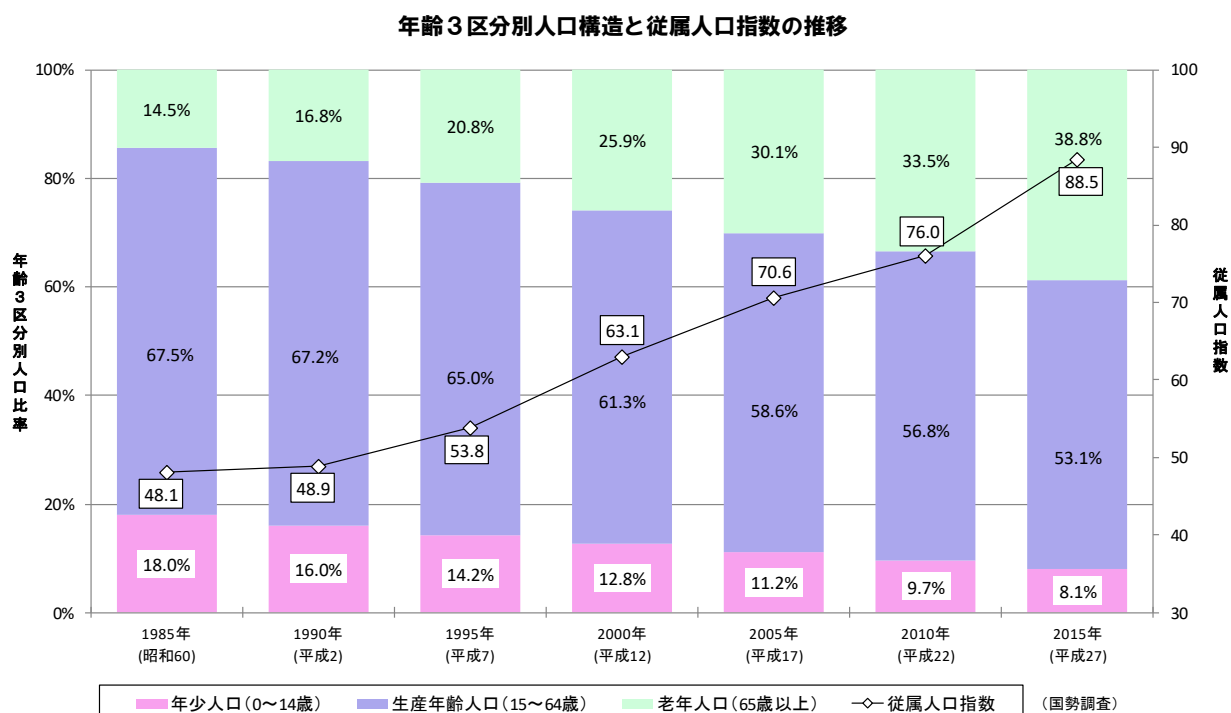
人口変化率は、1990（平成2年）の96.3%から2015（平成27）年には88.1%となっており、人口減少が加速していることがわかります。

人口と人口変化率の推移



引用：企画観光課作成 令和2年3月（大鰐町人口ビジョン【改訂版】）

(2) 年齢3区分別人口の推移



従属人口指数とは、生産年齢人口(15~64歳)に対する年少人口(0~14歳)、老年人口(65歳以上)の合計の比率で、働き手である生産年齢人口100人が年少人口と老年人口を何人支えているかを示すものです。

引用：企画観光課作成 令和2年3月(大鰐町人口ビジョン【改訂版】)

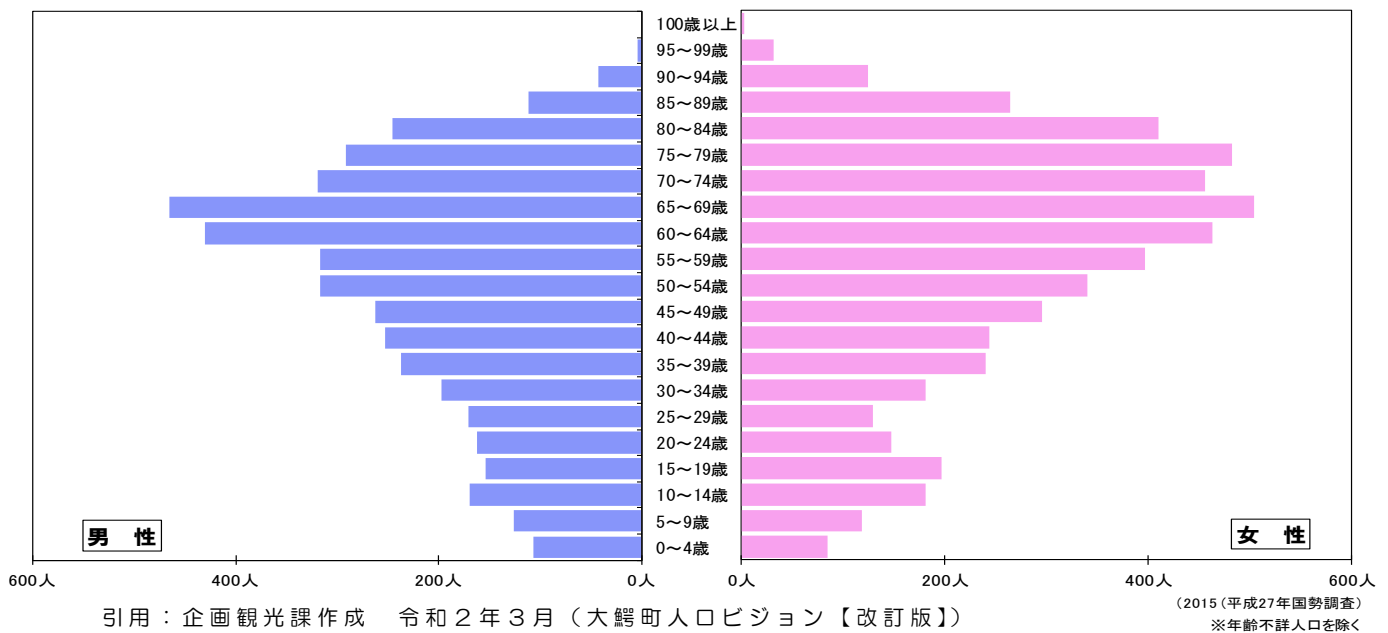
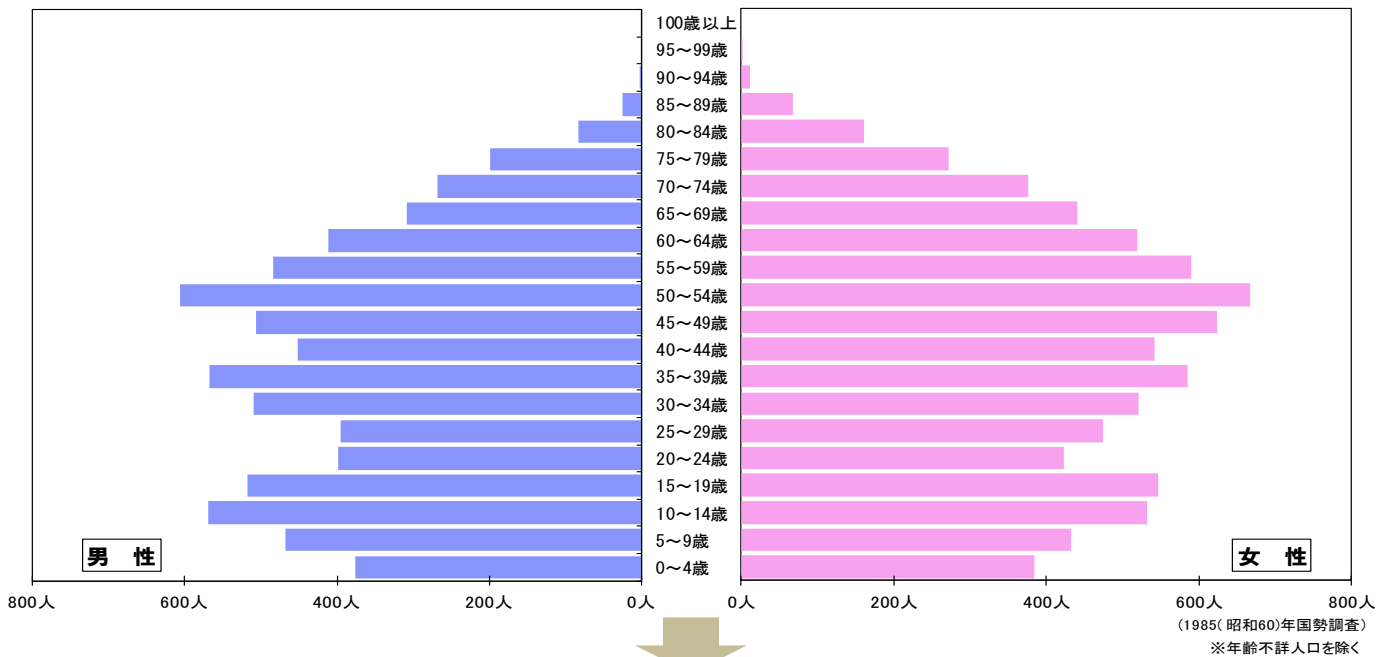
町の人口の内訳としては、65歳以上の老年人口の割合が増加する一方、15歳未満の年少人口割合及び15歳から64歳までの生産年齢人口割合が減少し年齢構成の変化が進んでいます。

従属人口指数によると、1985年には、働き手である生産年齢人口100人が年少人口と老年人口48.1人を支えていました。2015年には、働き手である生産年齢人口100人が年少人口と老年人口88.5人を支えなくてはならない現状となっています。

人口が減っているにもかかわらず、支えるべき人口が増えていることから、女性の活躍が求められるようになっていきます。

(3) 性別の人口変化

大鰐町の5歳階級別人口構造（1985⇒2015）



令和元（2019）年の我が国の平均寿命は男性81.41歳、女性が87.45歳となっており、女性の過半数が90歳まで生存する社会となっています。

このような人生100年時代に伴い、男性も女性も、仕事と「家事・育児・介護」といったケアワークに主体的に関わっていくことが重要となるため、このような視点に基づいて計画を策定していきます。

5. 基本目標及び重点目標

【 基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大】

近年、価値観の多様化により就労する女性が増えて、男女が共に働くための法的な整備は進んできました。しかし、女性の育児休業に比べて男性の育児休業が取得されにくい等、職場での男女差が残っています。

平成27年には「女性活躍推進法」が成立し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）^{※2}の実効性を高め、男女の実質的な機会の均等を目指すこととされました。

男女共同参画社会の実現には、男女が社会の様々な分野に共に参画し、対等な構成員として、喜びも責任も分かち合うことが必要です。

そのようなことから、職場、家庭、地域等のあらゆる機会において、男女平等の意識づくりを進めるとともに、働く男女への社会的な支援が強く求められています。

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

（※女性活躍推進法に基づく推進計画関係）

人口の半分を占める女性の意見が町政に反映されるよう、女性のエンパワーメント^{※3}を支援するとともに、委員会・審議会等への女性委員の割合を高めるよう推進します。

また、町の政策決定にかかわる女性管理職は少ない状況であり、管理職への登用が進むよう人材育成を図ります。

施策の方向

- ・ 審議会等における女性委員の割合の向上
- ・ 男女の人材発掘・リーダー等の育成

※2 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）・・・社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現すること目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

※3 女性のエンパワーメント・・・力をつけること、また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のことをいいます。

重点目標 2

雇用等における男女共同参画の推進と仕事の調和

(※女性活躍推進法に基づく推進計画関係)

男女が働きやすい環境を整備するためのセクシュアル・ハラスメント^{※4}、パワー・ハラスメント^{※5}の防止に向けた啓発を行い、仕事と生活時間の調和の推進に努め、男女ともに育児・介護休業の取得がしやすく、職場復帰しやすい環境を整備をすることが課題となります。様々な取組により、いわゆる M字カーブ^{※6}は一般的に改善されつつありますが、女性の正規雇用労働者の比率の低下がみられています。非正規雇用は多様な就業ニーズに応えるという積極的な意義もある反面、女性の貧困の背景になっていることに留意し、待遇改善への取組を進めていくことが必要です。

更に、農業、商工自営業に従事する女性が、正当な労働評価がなされ、その地位が向上するよう働きかけます。

施策の方向

- ・ 仕事と生活の調和の促進
- ・ 農業、商工業における男女共同参画の推進
- ・ 事業所に対する啓発

※4 セクシュアル・ハラスメント・・・一般的には雇用の場での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」をいいます。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示等も含まれます。

※5 パワー・ハラスメント・・・権力や地位を利用した嫌がらせのことをいいます。会社等で職権等の権力差（パワー）を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為を指します。

※6 M字カーブ・・・女性の労働力人口比率（労働力率、労働参加率）又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。

重点目標 3

地域における男女共同参画の推進

(※女性活躍推進法に基づく推進計画関係)

男性片働き世帯が多い時代に形成された、長時間労働や転勤等を当然視するいわゆる「男性中心型労働慣行」や固定的な性別役割分担意識を背景に、経済的な責任割合は男性に大きく偏っています。

一方で、女性の社会参加が進んでもなお、育児や介護、家事等の家庭内労働の負担割合が女性に大きく偏っていて地域活動に参画する機会が得にくいという現状があります。

今後人口減少や高齢化に伴って、地域の担い手の確保が問題となります。地域の多様化する課題・ニーズに対応していくためには様々な視点から問題解決できる人材の確保が必要となります。そうした観点から、地域活動の担い手が、性別や年齢等で多様であること、また性別や年齢等により役割が固定化されることがないことが重要です。

施策の方向

- 地域における子育て支援の充実
- 男女がともに支える介護支援の充実

【 基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現】

女性に対する暴力は、犯罪となる暴力をも含む重大な人権侵害です。被害者が子ども、高齢者、障害者、外国人等である場合は、その背景事情にも十分に配慮する必要があります。また、上司・部下、教員・生徒等立場を利用した支配が暴力の背景にある場合には、加害者との関係から被害を訴えにくい場合があります。被害者支援に当たっては、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠です。

さらに情報通信技術（ICT）の進化や SNS 等の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力の被害は一層多様化しており、新たな暴力の形に対し、迅速かつ的確に対応する必要があります。

重点目標 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

根絶に向け認識を深める啓発活動を行うとともに、相談窓口の充実や関係機関との連携による効果的な被害者支援等、早急に対応する必要があります。特に、新型コロナウイルスの影響で身近な家庭内での暴力の増加や深刻化しているケースが少なくありません。

暴力をなくすための啓発を行うとともに、多様な相談手段へのニーズの高まりも踏まえ被害者が相談しやすい社会環境をつくっていくことが必要です。

施策の方向

- ・ ドメスティック・バイオレンス^{※7}等の防止対策の推進
- ・ 女性に対する暴力の相談窓口の周知
- ・ デート DV^{※8}等の予防の推進

※7 ドメスティック・バイオレンス（DV）・・・パートナーからの暴力のこと。広義では、女性、子ども、高齢者、障害者等家庭内弱者への「継続的な身体的虐待、心理的虐待、基本的ニーズの剥奪、性的虐待」を指します。単に殴る、蹴る等の暴力のみならず、威嚇する、無視する、行動を制限する等の心理的苦痛を与えることも含まれます。

※8 デート DV・・・結婚していない男女間での身体、言葉、態度による暴力のことで親密な相手を思い通りに動かすために複合的に使われる暴力のことをいいます。

重点目標 2 貧困高齢等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

高齢社会をむかえ、高齢単身者、高齢者のみの世帯が年々増えていきます。高齢者介護は女性が担っていた部分が大い半面、社会情勢の変化により男性の介護者が増えていることも見逃せません。男性は、家事に不慣れ等の状況や、地域とのつながりが乏しい中で孤立した介護生活となっている場合があります。

そのため、家族の一部に介護の負担が集中しないように、高齢者や障害者のための支援体制や福祉サービスの整備充実が必要です。年齢や障害の有無にかかわらず、男女が健やかで安心して暮らせるような機会の提供と支援に努めます。

高齢単身女性の貧困については、高齢期に達するまでの働き方、家族形態等の影響が大きく、また社会の深刻な事象の影響や経済状況の影響が凝縮され固定化されて現れていることに留意した取組が必要になります。

また性的マイノリティ^{※9}であることを理由として困難な状況に置かれる場合があることについては、人権の観点から理解を促進すること、障害があること等に加えて、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、男女共同参画の視点からの取組も必要です。

施策の方向

- ・福祉、介護等における相談支援の充実
- ・高齢者、障害者の社会参画の推進

※9 性的マイノリティ・・・①生まれつきの身体の性、②性別自認（「男性」「女性」「どちらでもない」等のように、自分の性別をどうとらえるかを指す。「心の性別」ともいう。）、③性的指向（恋愛や性愛あるいは人生のパートナーとして惹かれる人の性別との関係性のこと。）④性別表現（振舞い方や服装、髪形等の表現が「女らしい」「男らしい」「中性的」等、どのように表現されているかを指す。）の4要素において、多数の人と在り方が異なる人々のことをいいます。

重点目標 3

生涯を通じた健康支援

ライフステージに応じ、男女が異なる健康上の問題に直面することに留意しなければなりません。男女が互いを尊重し、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)^{*10}の視点に基づく命の大切さや、正しい性の知識の教育等、理解の促進が重要です。

とりわけ、女性は妊娠や出産というライフサイクルを通じて、男性と異なる健康上の問題に直面するため、正しい知識と情報を入手し、理解を深め、健康を享受できるような取組が必要です。

就業の増加、晩婚化等の婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化が起こっていることも見逃せません。

男性においては女性に比べ肥満者の割合が高く、喫煙・飲酒する者の割合も高くなっています。また、精神面で孤立しやすいほか、若年層を含め経済・生活問題や勤務問題が背景にある自殺が多い等の健康に関わる特徴的な課題があり、男性の生涯を通じた健康保持の取組が必要です。

施策の方向

- ・生涯にわたり心身の健康を支援するための情報提供や相談体制の充実
- ・妊娠、出産期、更年期に応じた保健医療対策の充実

※10 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)・・・平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性が生涯にわたって、主体的に自らの身体と健康の保持増進と自己決定を図ること、そのための身体的・精神的・社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることをいいます。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠、出産、子どもが生まれ育つこと等が含まれています。また思春期や更年期における健康上の問題点等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

重点目標 4

防災分野における男女共同参画の推進

少子高齢化、過疎化の進行、人間関係の希薄化、単身世帯の増加等の変化が生じています。こうしたなかで地域力を高め、持続可能な社会を築いていくためには、そこに住む男女が様々な役割を担っていくことが重要です。

避難所では、非常時だから我慢して当然と考えがちであり、避難者の性別をはじめ年齢、障害の有無等、社会的立場に基づくニーズを声にしにくい状況に陥ります。現状として高齢者・障害者、乳幼児等の介護や保育の多くを担っている女性の意見を取り入れた避難所運営は、女性だけでなく要配慮者の視点を反映することにもつながることから、避難所運営や被災者支援等において女性が意思決定の場に参加し、運営に携わることが非常に重要です。平常時からの男女共同参画社会の実現が防災分野における男女共同参画の推進を円滑に進める基盤となります。

施策の方向

- ・意思決定の場や災害対応現場への女性の参画
- ・男女のニーズの違いに配慮した取組

【 基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備】

これまで男女共同参画の施策の多くは、社会の中で制約の多い女性を主な対象として進められてきた結果、男女共同参画社会が男性にとっても重要であることが男性に十分に理解されていない状態ですので、理解を深める機会の提供を推進します。

また、学校教育・社会教育において、基本的人権を尊重する教育、男女平等の教育を推進し、男女が対等な立場であらゆる分野に参画するための人づくりをめざします。

重点目標 1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の見直し

男性自身の男性に関する固定的性別役割分担意識^{※11}の解消を図り、男性の家庭生活や地域生活への参画を推進します。また、男性の地域・家庭への参画を促進するために、長時間労働の抑制等働き方の見直しや、固定的役割分担意識の解消のための理解・普及を図ることが必要です。

職場・地域・家庭等あらゆる場において、ジェンダー^{※12}に基づく制度や慣行について、広くその見直しを呼びかける必要があります。

施策の方向

- ・ 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進
- ・ 性別による固定的役割分担意識の解消

※11 固定的性別役割分担意識・・・男女問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的な業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

※12 ジェンダー・・・人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/SEX)があります。一方、社会通念や慣習の中には社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別(ジェンダー)」といいます。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

重点目標 2 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、
理解の促進

一人ひとりが男女共同参画の考え方を理解し、個性と能力を發揮して自らの意思で行動できるよう、男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。

また、あらゆる年代の男女が、互いの人格や個性を尊重しあい、社会の様々な分野に参画していけるよう、家庭や地域における学習機会の充実を図り、生涯にわたる男女共同参画の学習を推進します。

施策の方向

- 学校教育における男女平等教育の推進
- 生涯学習における男女平等教育の推進

◆ 資料 ◆

男女共同参画社会基本法

平成 11 年法律第 78 号

平成 11 年 6 月 23 日公布

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民

の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議

員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

◆ 資料 2 ◆

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

目次

第一章 総則(第一条一第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章以下 略

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下

に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が発行する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章以下 略

第 2 次大鰐町男女共同参画推進計画
令和 3 年 6 月

編集

大鰐町役場 総務課

〒038-0292

南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3

TEL 0172-48-2111 (代) FAX 0172-47-6742
